

【別紙1】根拠規定組合せコード

下表から根拠規定の組合せを確認し、根拠規定組合せコードを選択してください。

(太字のコードは、所要免許状欄に申請した免許種類の学校種と教科が一致する時に限り、修得単位は差分の単位による入力で合格することができます。)

(1) 新法  
(免許法附則第七項についても対象)

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定(1)	根拠規定(2)	根拠規定(3)	根拠規定(4)	免許種類	教科等
1	A1	免許法別表第二				幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭専修免許状、小学校教諭一種免許状、小学校教諭二種免許状、中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状、高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語
2	A2	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項			幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭専修免許状、小学校教諭一種免許状、小学校教諭二種免許状、中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状、高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教、国語、地理歴史、公民、数学、理科、書道、保健体育、保健、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、宗教、音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
3	A3	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第六号			高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭一種免許状	工業
4	A4	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第六号	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項		高等学校教諭専修免許状	工業
5	A5	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第四条備考第九号			中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状	音楽、美術
6	A6	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第五号			高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭一種免許状	数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産、商船
7	A7	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第四条備考第九号	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項		中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状	音楽、美術
8	A8	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第五号	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項		高等学校教諭専修免許状	数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産、商船
9	A9	免許法別表第一	昭和六十三年改正法附則第六項			幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、小学校教諭一種免許状、小学校教諭二種免許状、中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状、高等学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語、国語、地理歴史、公民、数学、理科、書道、保健体育、保健、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、宗教、音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
10	AA	免許法別表第一	平成二十九年改正省令附則第七項			幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状	
11	AB	免許法別表第一	平成二十九年改正省令附則第七項	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項		幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状	
12	AC	免許法別表第二				養護教諭専修免許状	
13	AD	免許法別表第二	昭和六十三年改正法附則第六項			養護教諭専修免許状	
14	AE	免許法別表第二備考第三号				養護教諭専修免許状	
15	AF	免許法別表第二	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項			養護教諭専修免許状	
16	AG	免許法別表第二イ				養護教諭一種免許状、養護教諭二種免許状	
17	AH	免許法別表第二ロ	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項			養護教諭一種免許状	
18	AI	免許法別表第二ハ				養護教諭一種免許状	
19	AJ	免許法別表第二ニ				養護教諭一種免許状	
20	AK	免許法別表第二の二				栄養教諭専修免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状	
21	AL	免許法別表第二の二	教育職員免許法施行規則第十条の二第一項			栄養教諭専修免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状	
22	AM	免許法第十七条	教育職員免許法施行規則第六十四条第一項			特別支援学校自立教科教諭一種免許状	理療
23	AN	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項			幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭専修免許状、小学校教諭一種免許状、小学校教諭二種免許状、中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状、高等学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教、国語、地理歴史、公民、数学、理科、書道、保健体育、保健、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、宗教、音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
24	AO	免許法別表第一	平成二十九年改正省令附則第七項	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項		幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭一種免許状、幼稚園教諭二種免許状	
25	AP	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第四条備考第九号	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項		中学校教諭専修免許状、中学校教諭一種免許状、中学校教諭二種免許状	音楽、美術
26	AQ	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第六号	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項		高等学校教諭専修免許状	工業
27	AR	免許法別表第一	教育職員免許法施行規則第五条備考第五号	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項		高等学校教諭専修免許状	数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産、商船
28	AS	免許法別表第二	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項			養護教諭専修免許状	
29	AT	免許法別表第二イ	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項			養護教諭一種免許状	
30	AU	免許法別表第二の二	教育職員免許法施行規則第十条の二第三項			栄養教諭専修免許状、栄養教諭一種免許状	

(2) 旧法（平成28年改正前）（2020年度以降）

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定（1）	根拠規定（2）	根拠規定（3）	根拠規定（4）	免許種類	教科等
1	81	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条			幼稚園教諭専修免許状、 幼稚園教諭一種免許状、 小学校教諭専修免許状、 小学校教諭一種免許状、 中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語
2	82	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭専修免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教
3	83	免許法別表第一	免許法附則第十一項	平成二十八年改正法附則第六条		高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	工業
4	84	免許法別表第一	免許法附則第十一項	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項	高等学校教諭専修免許状	工業
5	85	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条			中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	音楽、美術 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産、商船
6	86	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽、美術 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産、商船
7	87	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	昭和六十三年改正法附則第六項		幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語
8	88	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭専修免許状	
9	89	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	昭和六十三年改正法附則第六項		養護教諭専修免許状	
10	8A	免許法別表第二備考第三号	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭専修免許状	
11	8B	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		養護教諭専修免許状	
12	8C	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状、 養護教諭二種免許状	
13	8D	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		養護教諭一種免許状	
14	8F	免許法別表第二ロ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状	
15	8G	免許法別表第二ハ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状	
16	8H	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条			栄養教諭専修免許状、 栄養教諭一種免許状、 栄養教諭二種免許状	
17	8I	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		栄養教諭専修免許状 栄養教諭一種免許状	
18	8J	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭専修免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教
19	8K	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽、美術 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産、商船
20	8L	免許法別表第一	免許法附則第十一項	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項	高等学校教諭専修免許状	工業
21	8M	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		養護教諭専修免許状	
22	8N	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		養護教諭一種免許状	
23	8O	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		栄養教諭専修免許状 栄養教諭一種免許状	

(3) 旧法（平成20・21年改正前）  
（2020年度以降）

総合演習または、福祉の旧科目による修得時用のコードです。申請可能な免許種類に、「特別支援」は、含まれておりません。  
在籍期間が経過措置の適用期間であるかを確認します。（名簿ファイル登録時に警告メッセージが出力されますが、審査時には、エラーとなりません）  
（免許状の備考欄に以下のいずれかを記載いたします。  
※1：平成二十年、平成二十一年改正省令の経過措置による修得単位を含む。  
※2：平成二十一年改正省令の経過措置による修得単位を含む。  
なし：平成二十年改正省令の経過措置による修得単位を含む。）

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定（1）	根拠規定（2）	根拠規定（3）	根拠規定（4）	免許種類	教科等
1	91	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条			幼稚園教諭専修免許状、 幼稚園教諭一種免許状、 幼稚園教諭二種免許状、 小学校教諭専修免許状、 小学校教諭一種免許状、 小学校教諭二種免許状、 中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語 国語、地理歴史、公民、数学、理科、書道、保健体育、保健、情報、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、宗教、音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
2	92	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭一種免許状 幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭専修免許状 小学校教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教
3	93	免許法別表第一	免許法附則第十一項	平成二十八年改正法附則第六条		高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	工業
4	94	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条			中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	音楽、美術 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産、商船
5	95	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状	音楽、美術
6	96	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	昭和六十三年改正法附則第六項		幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭一種免許状 幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭専修免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、保健体育、保健、職業、職業指導、宗教、音楽、美術、技術、家庭、外国語 国語、地理歴史、公民、数学、理科、書道、保健体育、保健、情報、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、宗教、音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
7	97	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭専修免許状	
8	98	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	昭和六十三年改正法附則第六項		養護教諭専修免許状	
9	99	免許法別表第二備考第三号	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭専修免許状	
10	9A	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		養護教諭専修免許状	
11	9B	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状、 養護教諭二種免許状	
12	9C	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		養護教諭一種免許状	
13	9D	免許法別表第二ロ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状	
14	9F	免許法別表第二ハ	平成二十八年改正法附則第六条			養護教諭一種免許状	
15	9G	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条			栄養教諭専修免許状、 栄養教諭一種免許状、 栄養教諭二種免許状	
16	9H	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		栄養教諭専修免許状 栄養教諭一種免許状	
17	9I	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭専修免許状 小学校教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教 音楽、美術
18	9J	免許法別表第一備考第九号	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		中学校教諭専修免許状 中学校教諭一種免許状	音楽、美術
19	9K	免許法別表第二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		養護教諭専修免許状	
20	9L	免許法別表第二イ	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		養護教諭一種免許状	
21	9M	免許法別表第二の二	平成二十八年改正法附則第六条	教育職員免許法施行規則第十条の六第三項		栄養教諭専修免許状 栄養教諭一種免許状	
22	9N	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条			高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	福祉（教職実践演習+福祉の旧科目による修得） ※2
23	9O	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条			高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	福祉（総合演習+福祉の新科目による修得）
24	9P	免許法別表第一	平成二十八年改正法附則第六条			高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	福祉（総合演習+福祉の旧科目による修得） ※1

(4) 旧法（平成18年改正前）

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定（1）	根拠規定（2）	根拠規定（3）	根拠規定（4）	免許種類	教科等
1	17	免許法別表第一	平成十八年改正法附則第七条			特別支援学校教諭専修免許状、 特別支援学校教諭一種免許状、 特別支援学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域
2	18	免許法別表第一	平成十八年改正法附則第七条	昭和六十三年改正法附則第六項		特別支援学校教諭専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域
3	19	免許法別表第一	平成十八年改正法附則第七条	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		特別支援学校教諭一種免許状	視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域

(5) 旧法（平成12年改正前）

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定（1）	根拠規定（2）	根拠規定（3）	根拠規定（4）	免許種類	教科等
1	20	免許法別表第一	平成十二年改正省令附則第二項			中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状	音楽、美術、技術、家庭、外国語
2	21	免許法別表第一	平成十二年改正省令附則第二項	昭和六十三年改正法附則第六項		中学校教諭専修免許状	音楽、美術、技術、家庭、外国語
3	22	免許法別表第一	平成十二年改正省令附則第二項	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		中学校教諭一種免許状	音楽、美術、技術、家庭、外国語
4	23	免許法別表第一備考第九号	平成十二年改正省令附則第二項			中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状	音楽、美術
5	24	免許法別表第一備考第九号	平成十二年改正省令附則第二項	昭和六十三年改正法附則第六項		中学校教諭専修免許状	音楽、美術
6	25	免許法別表第一備考第九号	平成十二年改正省令附則第二項	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		中学校教諭一種免許状	音楽、美術
7	26	免許法別表第一	平成十二年改正省令附則第三項			高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
8	27	免許法別表第二	平成十二年改正省令附則第三項	昭和六十三年改正法附則第六項		高等学校教諭専修免許状	音楽、美術、工芸、看護、家庭、外国語
9	28	免許法別表第一備考第九号	平成十二年改正省令附則第三項			高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	音楽、美術、工芸
10	29	免許法別表第一備考第九号	平成十二年改正省令附則第三項	昭和六十三年改正法附則第六項		高等学校教諭専修免許状	音楽、美術、工芸

(6) 旧法（昭和63年改正法適用）

項番	根拠規定組合せコード	根拠規定（1）	根拠規定（2）	根拠規定（3）	根拠規定（4）	免許種類	教科等
1	30	免許法別表第二	平成十年改正法附則第六項			幼稚園教諭専修免許状、 幼稚園教諭一種免許状、 幼稚園教諭二種免許状、 小学校教諭専修免許状、 小学校教諭一種免許状、 小学校教諭二種免許状、 中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教
2	31	免許法別表第一	平成十年改正法附則第六項	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		幼稚園教諭一種免許状、 小学校教諭二種免許状、 中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教
3	33	免許法別表第一	免許法附則第十一項	平成十年改正法附則第六項		高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	工業
4	34	免許法別表第一備考第九号	平成十年改正法附則第六項			中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 中学校教諭二種免許状、 高等学校教諭専修免許状、 高等学校教諭一種免許状	音楽、美術
5	35	免許法別表第一備考第九号	平成十年改正法附則第六項	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		幼稚園教諭専修免許状、 小学校教諭二種免許状、 中学校教諭一種免許状	音楽、美術
6	32	免許法別表第一	平成十年改正法附則第六項	昭和六十三年改正法附則第六項		幼稚園教諭専修免許状、 小学校教諭専修免許状、 中学校教諭専修免許状、 中学校教諭一種免許状、 高等学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、外国語、宗教 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工業、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、外国語、宗教
7	36	免許法別表第二	平成十年改正法附則第六項			養護教諭専修免許状	
8	37	免許法別表第二	平成十年改正法附則第六項	昭和六十三年改正法附則第六項		養護教諭専修免許状	
9	38	免許法別表第二イ	平成十年改正法附則第六項			養護教諭一種免許状、 養護教諭二種免許状	
10	39	免許法別表第二イ	平成十年改正法附則第六項	教育職員免許法施行規則第十条の六第一項		養護教諭一種免許状	
11	40	免許法別表第二ロ	平成十年改正法附則第六項			養護教諭一種免許状	
12	41	免許法別表第二ハ	平成十年改正法附則第六項			養護教諭一種免許状	